

2023（令和5）年4月26日

〒106-8450

東京都港区六本木1丁目9番9号

原子力規制委員会

山中伸介委員長 御中

島根原発と「宮崎鼻」をめぐる質問状

— 島根原子力発電所の安全性への重大な懸念について —

島根県松江市鹿島町佐陀本郷471番地

申立人 平塚 義夫

電話 090-8991-5328

〒690-0883

島根県松江市北田町20番地1

岡崎法律事務所

申立人 平塚義夫代理人

弁護士 岡崎 由美子 

電話 0852-26-5141

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所

同代理人

弁護士 海渡 雄 

（連絡担当）

電話 03-3341-3133

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー8階

さくら共同法律事務所

同代理人



1 はじめに

当職らは、島根県松江市鹿島町佐陀本郷471番地に居住する平塚義夫氏（以下、「平塚氏」といいます）より、原子力規制委員会に対する島根原子力発電所2号炉、3号炉の安全性に関する申入れ（質問の作成・提出等）に関する一切の件について、委任を受けたものです。

平塚氏は、島根県松江市鹿島町所在の島根原子力発電所敷地に隣接する松江市鹿島町片匂字宮崎944番地他（以下、「宮崎鼻」という）所在の別紙不動産目録記載の建物（以下、「本件建物」という）を建築・所有しているところ、中国電力株式会社（以下、「中国電力」という）の2号炉再稼働、3号炉建設と新規運転に関して、保安上及び災害時の安全対策などの問題について、重大な懸念を抱いています。

そこで、今般、2号炉の設置変更許可がなされ、3号炉の審査も進み、安全対策工事も進行していることに鑑み、改めて、敷地に隣接する建物所有並びに土地利用者として、原子力規制委員会に対し、その懸念の理由を述べるとともに、その見解等をお聞きしたく、本件質問状を提出いたします。回答を求める事項は本質問状において、「？」マークを付した部分です。

なお、平塚氏は、2000（平成12）年10月4日付原子炉設置変更許可申請以来、数回にわたり、原子力規制委員会等に対し、質問のための書面を提出する等（参考1～6）しており、本質問状の質問は、これまでの質問と重複する内容も含まれておりますが、再度、本書面到達後1か月以内に回答を求めるものです。

質問1 宮崎鼻が敷地内に含まれるものとして申請したことを認めるか？

島根原子力発電所3号炉についてお伺いします。

中国電力は、3号炉の増設に伴う設置変更許可申請時に、中国電力が取得していなかった宮崎鼻を、敷地内に含まれるものとして、申請をしています。

この事実は間違いのない事実ですが、まず、原子力規制委員会としては、この事実を確認されますか。

確認されているとすれば、いつの時点で、またどのような事情により、確認されましたか。経緯について、詳しく説明を求めます。

質問2 放射線被ばくの「影響がない」と説明された事実はあるか？

当時、中国電力は保全のため必要な土地としていた宮崎鼻（参考7、8）について、土地所有者である小竹正毅氏へ、放射線被ばくの「影響がない」と説明されたとのことでした。

もし、仮に「影響がない」境界予定地であったであれば、中国電力は2000（平成12）年に、自分の土地であるかのように偽り、通商産業大臣に対して、設置変更許可申請を行う必要もなかったはずですが。今回の許可申請に際して、中国電力が、何故、あえて、取得していない隣接地を所有の敷地として、許可申請を行ったのか疑問に思います。

この点について、原子力規制委員会としては、中国電力の対応について問題があるとお考えになりますか？

もし、問題があるとお考えになるのであれば、中国電力に対して、何らかの措置を取られる予定はありますか？

もし、問題がないとお考えになるのであれば、そのように考えられる根拠をご説明ください。

質問3 敷地一部未取得で敷地内地質調査ができるのか？

2002（平成14）年11月28日（参考9、10）に中国電力が取得していない区域について国（経済産業省原子力安全・保安院）の安全審査のために、「敷地内地質調査」が行われています。

しかし、既に述べたとおり、当時も、また現在でも、この調査対象地の大部分を中国電力は取得できていません。

敷地内地質調査が安全審査のために必須であれば、当該土地が敷地外であったことは、審査の上で、問題はないのでしょうか？

問題があるとすれば、これに代わる調査が、後日、なされているのでしょうか。調査がなされているとすれば、その内容を説明してください。

調査がなされていないとすれば、原子力規制委員会として、この問題について、確認できる事実を明確にし、これについての見解を明らかにしてください。

質問4 敷地が確定しない限り安全審査はできないのではないのか？

2003（平成15）年9月4日経済産業省からの回答（参考11）には、安全審査するに際しては、事故を想定して、周辺被ばくを考慮すること、そのため敷地の境界が安全評価に必要となる、したがって、敷地が確定しない限り、安全審査はできない、とされています。

一方、中国電力は、経済産業大臣に対して、2003（平成15）年12月18日付で、「発電所西北側の敷地境界を宮崎鼻の土地を含む当初計画から既存の敷地境界へ変更すること及び同変更に伴う敷地面積、線量評価等の見直し等」を内容とする補正書を提出しましたが（参考13～16）、このことから宮崎鼻は、事故を想定した周辺被曝を考慮する対象から除外されたと判断してよろしいのでしょうか？

この2003（平成15）年12月18日付発電所敷地の一部変更を含む補正書の提出理由は「早期に3号機増設のため一日も早い建設工事着工」（参考12）のためとしていますが、**宮崎鼻が従前敷地内として線量評価等をされていながら、早期着工のためという理由のみで、突然、事故を想定した周辺被曝の考慮を度外視してもいい**という理由があるのでしょうか？原子力規制委員会としては、この点についてどのように理解されているのでしょうか？原子力規制委員会として見解を明らかにされるよう求めます。

質問5 「大方の地権者からの同意を得ている」という虚偽説明は審査に影響しないのか？

2003（平成15）年11月7日付文書（参考12）には、「大方の地権者からの同意を得ている」とありますが、**実際に同意した地権者は20名の内4名ほどの数名**であり、中国電力が取得できた土地は4筆（参考17）にすぎませんでした。それにも関わらず、「大方の地権者からの同意を得ている」としたことは虚偽であるといわざるを得ません。原子力規制委員会としては、このような虚偽の事実記載に基づく申請を、どのように受け止められるのでしょうか？見解を明らかにするよう求めます。

質問6 3号炉炉心より直線距離約759m、敷地境界からは、直線距離約290mに、**建物が存し、釣り人や岩のり採取者、他にも一般公衆が出入りすることは問題ないのか？**

中国電力により不要とされた元敷地予定であった宮崎鼻において、当時、土地の（持分）所有者であった平塚は、2004（平成16）年に建物を建て、2005（平成17）年、建物表示登記手続きを経ました。

上記建物は、3号炉炉心より直線距離約759m（参考18、19）、敷地境界からは、直線距離約290mに位置しています。

3号炉炉心、敷地境界から直近の場所に建物が存し、釣り人や岩のり採取者、他にも一般公衆が出入りする実情にあることについて、原子力規制委員会は認識した上で、2号機の設置変更許可を行い、また、3号機の審査を行っているのでしょうか？

このような位置において、人の出入りする建物のあることは、中国電力から原子力規制委員会に対し、**報告すべき事実ではない**のでしょうか？

報告されていたとすればその日時、これに対する規制委員会の対応を含め、経過等をご報告ください。

なお、宮崎鼻の建物に関しては、亀井亜紀子衆議院議員（当時）が視察する等したこともあり、このことは当時の新聞にも掲載され（参考21、22）、中国電力においては、当然ながら認識、把握しているはずと考えます。

質問7 核物質防護対策はどうなるのか？

2021（令和3）年8月25日付けで参議院議員福島みずほ議員事務所より、原子力規制庁あての問い合わせに対する同年9月1日付回答によれば、島根原子力発電所3号炉増設に係る核物質防護対策については、**「特定核燃料物質の取り扱いを開始する前に、認可を受けなければならない」**とされています（参考23）。

そこで、2号炉の設置変更許可（同年9月15日）後、特定核燃料物質の取り扱いを開始する前に認可を受ける際には、上記建物の存在や本件土地に一般公衆が出入りすることについては、審査の前提としての確認事項になるのか？

また、審査の対象となるのか？

について明らかにしてください。

質問8 この状況で立地審査指針を満たしているのか？

そもそも、周辺監視区域とは、法令により核燃料物質を使用する者は、一般公衆に対して1年間で1 mSvを超える被ばくをさせてはならないと定められ、そのために周辺監視区域は、自らが立ち入り管理できる事業所の敷地内に設定されるとともに、柵等によって制限することが求められます。

しかるに、3号炉の西北側の敷地境界である宮崎鼻と周辺監視区域との間には、わずかな離隔しか確保されていません。

具体的には、島根原子力発電所においては、その西北側の敷地境界は宮崎鼻と接しており、敷地境界と周辺監視区域が、宮崎鼻地区の区域についてのみ約350m重なり合っています(参考24)。

3号炉の設置変更許可申請時に、中国電力が、本件土地を原発の敷地として取得予定であったことを考えると、本件土地に出入りする一般公衆において、万が一の事故の場合、果たして、1年間で1 mSvを超える被ばくをするおそれがないのかを、規制委員会が、審査しているかどうかは疑問なしとしません。

立地審査指針は今も廃止されておらず、一般公衆を被曝から守るという観点から極めて重要であり、島根原発3号炉の周辺監視区域外である宮崎鼻において、万が一の事故の場合の離隔要件が保たれていると考えられているのでしょうか？

原子力規制委員会の見解を明らかにしてください。

質問9 核物質防護対策として十分なのか？

3号炉敷地との境界はフェンス防護柵のみであり、現在の世界情勢に照らし強固で安全なテロ対策を講じた防護壁を設置すべきではないかと考えますが、原子力規制委員会としては、現状のフェンス防護柵で足りるとの考えであるのか？

明らかにしてください。

質問 10 津波の挙動解析の内容を明らかにしてください。

島根原子力発電所は海側全域の約 1.5 km にわたり海拔 15 m の防波壁を設置して津波対策を施しています。

しかし、これは敷地前面海域からの津波対策に過ぎず、地形上、防波壁西端の高さ約 50 m の宮崎鼻（参考 25）にぶつかる波は津波の 2 倍から 4 倍の高さを超える遡上波となる可能性があります。

宮崎鼻にぶつかり遡上した波はエネルギーを増し中国電力が防波壁西端の地山に接して設置した防波壁及びフェンス柵を容易に乗り越え、原発敷地内に流入する危険性がないとはいえないのではないかと懸念します（参考 26）。

さらに宮崎鼻の東側から防波壁西端にかけて、局所的に湾地形となっており（参考 27 赤丸部分）、海底地形も沖から岸に向かって浅くなっているものと考えられるため、津波が陸域に近づくにつれて波高を増しながら原発敷地西端に到来することがグリーンの法則から予想されます（参考 28）。このような局所的な地形的特長を十分な空間解像度で表現した上で津波の挙動解析ができているのでしょうか？

明らかにしてください。

質問 11 平時の対高潮対策は十分なのか？

また、津波の発生がない平時でも、平塚氏所有にかかる宮崎鼻の所有建物の窓まで波が到達した形跡があります（参考 27）。この標高は、上記建物の地盤標高 9.2 m に、地盤から窓までの高さ 1 m 前後を加えて、約 EL. 10 m 程度と考えられるものです。大潮満潮時に高波や暴浪が重なった際などに、この程度の標高まで波が到達したものと推察されますが、このような条件下で津波が発生した場合に既存防波壁の天端標高 15 m はとても安全とはいえ

ないのではないかと懸念しますが、この点をどのように検証されているのか？

明らかにしてください。

質問 12 3号機だけでなく、2号機についても安全性を確認するべきではないか？

この西側敷地境界部分から津波及び遡上波が敷地に侵入した場合は、3号炉のみではなく2号炉を含む島根原子力発電所全体への被害が及ぶ可能性も否定できないと思料いたします。

そこで、原子力規制委員会は、2号炉・3号炉の両炉に関し、規制基準における要求事項等に伴う遡上・浸水域の評価を明らかにするとともに、敷地への流入防止に係る規制基準における要求事項等を満たしているのかどうか確認し、防波壁西端部の遡上波による浸水の可能性をどのように考えているのか？

明らかにしてください。

質問 13 申立人の求める以下の対策について、規制委員会としてどのように考えられますか？

頑強な防護壁（高さ25m以上×長さ約435m）を宮崎鼻の境界線及び延長線上の海岸側防波壁まで設置することを求める。（参考29）

後記 参考資料添付 1～29

物 件 目 録

- 1 所 在 松江市鹿島町片句字宮崎 9 4 4 番地、7 2 2 番地 1
松江市鹿島町片句字アマガ岩 7 2 1 番地 1
松江市鹿島町片句字黒崎 7 2 3 番地、7 2 4 番地
松江市鹿島町片句字トビノコ 9 4 5 番地
松江市鹿島町片句字トビノコ灘 9 4 6 番地
松江市鹿島町片句字トエモ 9 4 7 番地、9 4 8 番地、
9 4 9 番地
- 家屋番号 9 4 4 番
- 種 類 作業所
- 構 造 コンクリートブロック造ビニール板葺平家建
- 床面積 13.43 m²

以上